建設業就職イメージアップ動画の作成及び広報業務企画提案書作成要領

この「建設業就職イメージアップ動画の作成及び広報業務　企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、広島県が実施する「建設業就職イメージアップ動画の作成及び広報業務」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が、企画提案書（以下「提案書」という。）の作成にあたって必要な事項を定めるものである。

プロポーザル参加者は、本業務の告示、公募型プロポーザル説明書及び仕様書に基づき、本作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

１　提出書類

(1)　本業務企画提案申込書【様式１】（正本１部）

(2)　本業務企画提案書【様式２】（正本１部、副本７部）

(3)　業務見積書【様式３】（正本１部、副本７部）

２　提出書類の作成に係る注意事項

(1)　用紙は、原則A4 版両面使用とし、縦置き横書き(横綴じ)とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(2)　使用するフォントは、10 ポイント以上の大きさとすること。

(3)　本業務企画提案書【様式２】及び業務見積書【様式３】には、ページ番号を付与し、通し番号を各ページの下部中央に印字すること。（本業務企画提案書申込書【様式１】については、ページ番号は不要）

(4)　審査の公正を期すため、企画提案書の副本７部には、法人名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。

なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロボーザル参加者名を「当法人」と記載すること。

(5)　正本１部は１(1)～(3)、副本７部は１(2)～(3)を１セットとし、クリップ等で綴じて提出すること。

(6)　正本及び副本に係る電子媒体（ＰＤＦ形式）を各１部提出すること。

※電子媒体は電子メールにより提出しても良いが、１通当たりの容量は５MB 以下とすること。

(7)　本業務企画提案書【様式２】については、業務の内容を簡潔にまとめること。

(8)　建設業の社会貢献性の認知拡大に資する動画の作成業務の一環として提案するクリエイティブ（制作物）については、作成予定本数分の絵コンテを作成し、提案書に添付すること。

(9)　動画製作予定者に過去実績がある場合、提案書内に QR コードを添付して、１つ以上の実績を確認できるようにすること。また、過去実績に係る目的、効果等についても具体的に記載すること。

（10）　提案書の作成に当たっては、「企画提案書様式類」で必要事項として規定する内容について十分留意し、遺漏がない提案書を作成すること。

３　審査方法、最優秀提案者の決定について

提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行い、本業務に係る公募型プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として選定する。

ただし、参加者が４社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者を絞り込む場合がある。書面審査を行う場合は、プロポーザル選定委員会開催前日までに、書面審査の結果を通知する。書面審査において落選となった参加者については、プレゼンテーション審査は行わない。